

ガス導管事業者の2023年度託送収支の 事後評価について

令和6年11月22日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

(趣旨)

2024年9月4日及び9月27日付けにて経済産業大臣及び各経済産業局長等から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に意見聴取がなされ、10月1日の委員会において、本年度におけるガス導管事業者の事後評価については、料金制度専門会合において、事務局で行った評価を確認することとされた。

その後、評価対象事業者や審査基準の引用箇所誤り等の意見聴取文書の不備が発覚したため、経済産業大臣及び該当の経済産業局長から意見聴取が再度なされたところ。これを受け、今後の進め方について再度ご審議いただくもの。

1. 経緯・概要

10月1日の委員会において、ガス導管事業者の2023年度における収支状況について、料金制度専門会合において、事務局が行った評価を確認いただくことについてご了承いただいたところ。

その後、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく、経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会に対する2023年度におけるガス導管事業者の収支状況の確認に係る、9月4日及び9月27日付け意見聴取文書について一部不備が見つかったことから、経済産業大臣及び一部の経済産業局長から、改めて10月15日及び11月7日付けにて意見聴取がなされたところ。

このため、経済産業大臣及び経済産業局長から9月4日、9月27日になされている意見聴取と今般10月15日及び11月7日に改めてなされた意見聴取について、料金制度専門会合において、事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認いただくこととしたい旨を改めてご審議いただくもの。

※変更点は別紙のとおり。

2. 本年度の進め方

ガス導管事業者の2023年度における収支状況について、料金制度専門会合に

26 おいて法令に基づく確認を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済
27 産業大臣等に回答する。

28

29 1) 対象事業者

30 託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他
31 の供給条件を届け出ているガス導管事業者（145社）。このうち、9月4日、
32 9月27日、10月15日及び11月7日付けで委員会に対して聴取があったの
33 は、昨年度の託送収支計算書を9月までに公表した事業者（137社）。

34 なお、残り8社については、別途意見聴取がなされる予定。

35

36 ※ 昨年度実施した2022年度におけるガス導管事業者の事後評価では、全ての事後評価の
37 対象事業者について2023年11月1日付けで経済産業大臣等からの認可の意見聴取がな
38 されたが、今年度はガス導管事業者の託送収支公表のタイミングに応じて、複数回に分
39 けて意見聴取がなされる予定。

40

41 2) 評価内容

42 主に以下の項目について、事務局にて対象事業者の収支状況の分析・評価を
43 行い、料金制度専門会合にて確認を行う。

44

45 ○法令に基づく事後評価

46 各事業者の公表された託送収支について、ガス事業法等に基づく経済産業
47 大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（2
48 3）、（39）⑤及び（40）⑤に基づき、事務局にてストック管理及びフロ
49 ー管理の評価を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の
50 実施予定を確認する。また、フロー管理については、乖離率が一定の比率を
51 超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説
52 明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

53

54 ※ なお、意見聴取の対象事項ではないが、上記の変更命令の対象とした事業者等から、
55 実際に値下げ届出が行われた場合には、その届出内容の評価等を行う。

56

57	3. スケジュール	
58	2024年9月4日及び27日	経済産業大臣及び各経済産業局長等から意見聴取を受領。
59		
60	10/1 委員会	
61	2024年10月15日	不備のあった意見聴取文書について、経済産業大臣及び該当の経済産業局長から再度受領
62		
63	2024年11月7日	不備のあった意見聴取文書について、該当の経済産業局長から再度受領
64		
65	11/22 委員会	
66	2024年11月27日	託送収支計算書を本年9月までに公表した事業者について、料金制度専門会合での確認
67		
68	2024年11月以降	託送収支計算書を本年9月までに公表した事業者について、法令に基づく事後評価の結果を、本委員会に報告の上、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答
69		
70		
71	2025年1月以降	託送収支計算書を本年10月以降に公表した事業者について、料金制度専門会合での確認
72		
73	2025年2月以降	託送収支計算書を本年10月以降に公表した事業者について、法令に基づく事後評価の結果を、本委員会に報告の上、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答
74		
75		
76	2025年5月目途	料金制度専門会合にて、2023年度の託送収支事後評価について事務局で行った評価・分析のとりまとめ、この結果を本委員会へ報告
77		
78		
79		
80	(参考) 2022年度収支状況等の事後評価における開催時期	
81	2023年11月1日	経済産業大臣及び各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
82		
83	11月10日	第474回電力・ガス取引監視等委員会
84	11月20日	第50回料金制度専門会合
85	12月8日	第479回電力・ガス取引監視等委員会(経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議)
86		
87	12月12日	電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答
88		
89	2024年2月19日	第54回料金制度専門会合
90	2月26日	第494回電力・ガス取引監視等委員会
91		

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前																												
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20241008資第3号 令和6年10月15日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">経済産業大臣</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（<u>23</u>）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（対象事業者）</p> <table border="0"> <tr> <td>・東京ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号1010401159334</td> </tr> <tr> <td>・大阪ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号1120001236530</td> </tr> <tr> <td>・東邦ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号9180001145487</td> </tr> <tr> <td>・西部瓦斯株式会社</td> <td>法人番号6290001088579</td> </tr> <tr> <td>・石油資源開発株式会社</td> <td>法人番号3010001108219</td> </tr> <tr> <td>・南遠州パイプライン株式会社</td> <td>法人番号8080401018709</td> </tr> <tr> <td>・株式会社JERA</td> <td>法人番号6010001167617</td> </tr> </table>	・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334	・大阪ガスネットワーク株式会社	法人番号1120001236530	・東邦ガスネットワーク株式会社	法人番号9180001145487	・西部瓦斯株式会社	法人番号6290001088579	・石油資源開発株式会社	法人番号3010001108219	・南遠州パイプライン株式会社	法人番号8080401018709	・株式会社JERA	法人番号6010001167617	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20240918資第11号 令和6年9月27日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">経済産業大臣</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（<u>23</u>）①及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（対象事業者）</p> <table border="0"> <tr> <td>・東京ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号1010401159334</td> </tr> <tr> <td>・大阪ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号1120001236530</td> </tr> <tr> <td>・東邦ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号9180001145487</td> </tr> <tr> <td>・西部瓦斯株式会社</td> <td>法人番号6290001088579</td> </tr> <tr> <td>・石油資源開発株式会社</td> <td>法人番号3010001108219</td> </tr> <tr> <td>・南遠州パイプライン株式会社</td> <td>法人番号8080401018709</td> </tr> <tr> <td>・株式会社JERA</td> <td>法人番号6010001167617</td> </tr> </table>	・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334	・大阪ガスネットワーク株式会社	法人番号1120001236530	・東邦ガスネットワーク株式会社	法人番号9180001145487	・西部瓦斯株式会社	法人番号6290001088579	・石油資源開発株式会社	法人番号3010001108219	・南遠州パイプライン株式会社	法人番号8080401018709	・株式会社JERA	法人番号6010001167617
・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334																												
・大阪ガスネットワーク株式会社	法人番号1120001236530																												
・東邦ガスネットワーク株式会社	法人番号9180001145487																												
・西部瓦斯株式会社	法人番号6290001088579																												
・石油資源開発株式会社	法人番号3010001108219																												
・南遠州パイプライン株式会社	法人番号8080401018709																												
・株式会社JERA	法人番号6010001167617																												
・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334																												
・大阪ガスネットワーク株式会社	法人番号1120001236530																												
・東邦ガスネットワーク株式会社	法人番号9180001145487																												
・西部瓦斯株式会社	法人番号6290001088579																												
・石油資源開発株式会社	法人番号3010001108219																												
・南遠州パイプライン株式会社	法人番号8080401018709																												
・株式会社JERA	法人番号6010001167617																												

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前																																						
<p style="text-align: center;">経済産業省 東北経済産業局</p> <p style="text-align: center;">20241010東北第8号 令和6年10月15日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">東北経済産業局長</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table border="0"> <tr> <td>・仙南ガス株式会社</td> <td>法人番号7370101000129</td> </tr> <tr> <td>・のしろエネルギーサービス株式会社</td> <td>法人番号9410001007498</td> </tr> <tr> <td>・庄内中部ガス株式会社</td> <td>法人番号2390001008092</td> </tr> <tr> <td>・由利本荘市</td> <td>法人番号5000020052108</td> </tr> <tr> <td>・男鹿市</td> <td>法人番号2000020052060</td> </tr> <tr> <td>・庄内町</td> <td>法人番号9000020064289</td> </tr> <tr> <td>・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社</td> <td>法人番号3420001013451</td> </tr> <tr> <td>・東北天然ガス株式会社</td> <td>法人番号6370001011409</td> </tr> <tr> <td>・秋田県天然瓦斯輸送株式会社</td> <td>法人番号5410001000259</td> </tr> <tr> <td>・東京ガスネットワーク株式会社</td> <td>法人番号1010401159334</td> </tr> </table>	・仙南ガス株式会社	法人番号7370101000129	・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号9410001007498	・庄内中部ガス株式会社	法人番号2390001008092	・由利本荘市	法人番号5000020052108	・男鹿市	法人番号2000020052060	・庄内町	法人番号9000020064289	・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	法人番号3420001013451	・東北天然ガス株式会社	法人番号6370001011409	・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号5410001000259	・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334	<p style="text-align: center;">経済産業省 東北経済産業局</p> <p style="text-align: center;">20240919東北第7号 令和6年9月27日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">東北経済産業局長</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table border="0"> <tr> <td>・仙南ガス株式会社</td> <td>法人番号7370101000129</td> </tr> <tr> <td>・のしろエネルギーサービス株式会社</td> <td>法人番号9410001007498</td> </tr> <tr> <td>・庄内中部ガス株式会社</td> <td>法人番号2390001008092</td> </tr> <tr> <td>・由利本荘市</td> <td>法人番号5000020052108</td> </tr> <tr> <td>・男鹿市</td> <td>法人番号2000020052060</td> </tr> <tr> <td>・庄内町</td> <td>法人番号9000020064289</td> </tr> <tr> <td>・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社</td> <td>法人番号3420001013451</td> </tr> <tr> <td>・東北天然ガス株式会社</td> <td>法人番号6370001011409</td> </tr> <tr> <td>・秋田県天然瓦斯輸送株式会社</td> <td>法人番号5410001000259</td> </tr> </table>	・仙南ガス株式会社	法人番号7370101000129	・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号9410001007498	・庄内中部ガス株式会社	法人番号2390001008092	・由利本荘市	法人番号5000020052108	・男鹿市	法人番号2000020052060	・庄内町	法人番号9000020064289	・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	法人番号3420001013451	・東北天然ガス株式会社	法人番号6370001011409	・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号5410001000259
・仙南ガス株式会社	法人番号7370101000129																																						
・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号9410001007498																																						
・庄内中部ガス株式会社	法人番号2390001008092																																						
・由利本荘市	法人番号5000020052108																																						
・男鹿市	法人番号2000020052060																																						
・庄内町	法人番号9000020064289																																						
・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	法人番号3420001013451																																						
・東北天然ガス株式会社	法人番号6370001011409																																						
・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号5410001000259																																						
・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334																																						
・仙南ガス株式会社	法人番号7370101000129																																						
・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号9410001007498																																						
・庄内中部ガス株式会社	法人番号2390001008092																																						
・由利本荘市	法人番号5000020052108																																						
・男鹿市	法人番号2000020052060																																						
・庄内町	法人番号9000020064289																																						
・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	法人番号3420001013451																																						
・東北天然ガス株式会社	法人番号6370001011409																																						
・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号5410001000259																																						

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前																																				
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">官 印 省 略 20241011 関東第 11 号 令和 6 年 1 0 月 1 5 日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">関東経済産業局長</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table border="0"> <tr><td>・昭島ガス株式会社</td><td>法人番号 8012801001829</td></tr> <tr><td>・青梅ガス株式会社</td><td>法人番号 2013101003471</td></tr> <tr><td>・武陽ガス株式会社</td><td>法人番号 3013101000328</td></tr> <tr><td>・佐野瓦斯株式会社</td><td>法人番号 2060001020353</td></tr> <tr><td>・桐生瓦斯株式会社</td><td>法人番号 3070001015806</td></tr> <tr><td>・館林瓦斯株式会社</td><td>法人番号 4070001021811</td></tr> <tr><td>・伊勢崎ガス株式会社</td><td>法人番号 7070001013070</td></tr> <tr><td>・太田都市ガス株式会社</td><td>法人番号 3070001018858</td></tr> <tr><td>・埼玉ガス株式会社</td><td>法人番号 3030001086330</td></tr> </table>	・昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829	・青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471	・武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328	・佐野瓦斯株式会社	法人番号 2060001020353	・桐生瓦斯株式会社	法人番号 3070001015806	・館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811	・伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070	・太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858	・埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">官 印 省 略 20240826 関東第 33 号 令和 6 年 9 月 4 日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">関東経済産業局長</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び<u>（40）⑤</u>に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table border="0"> <tr><td>・昭島ガス株式会社</td><td>法人番号 8012801001829</td></tr> <tr><td>・青梅ガス株式会社</td><td>法人番号 2013101003471</td></tr> <tr><td>・武陽ガス株式会社</td><td>法人番号 3013101000328</td></tr> <tr><td>・佐野瓦斯株式会社</td><td>法人番号 2060001020353</td></tr> <tr><td>・桐生瓦斯株式会社</td><td>法人番号 3070001015806</td></tr> <tr><td>・館林瓦斯株式会社</td><td>法人番号 4070001021811</td></tr> <tr><td>・伊勢崎ガス株式会社</td><td>法人番号 7070001013070</td></tr> <tr><td>・太田都市ガス株式会社</td><td>法人番号 3070001018858</td></tr> <tr><td>・埼玉ガス株式会社</td><td>法人番号 3030001086330</td></tr> </table>	・昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829	・青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471	・武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328	・佐野瓦斯株式会社	法人番号 2060001020353	・桐生瓦斯株式会社	法人番号 3070001015806	・館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811	・伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070	・太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858	・埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330
・昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829																																				
・青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471																																				
・武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328																																				
・佐野瓦斯株式会社	法人番号 2060001020353																																				
・桐生瓦斯株式会社	法人番号 3070001015806																																				
・館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811																																				
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070																																				
・太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858																																				
・埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330																																				
・昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829																																				
・青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471																																				
・武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328																																				
・佐野瓦斯株式会社	法人番号 2060001020353																																				
・桐生瓦斯株式会社	法人番号 3070001015806																																				
・館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811																																				
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070																																				
・太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858																																				
・埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330																																				

・本庄ガス株式会社	法人番号 2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号 5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号 9011001005458
・幸手都市ガス株式会社	法人番号 7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号 5030001026755
・京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号 6040001071428
・京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
・秦野瓦斯株式会社	法人番号 7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号 1021001032054
・新発田ガス株式会社	法人番号 5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号 4110001008110
・吉田ガス株式会社	法人番号 4090001010259
・松本ガス株式会社	法人番号 8100001014056
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号 1100001018402
・静岡ガス株式会社	法人番号 4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号 8080101004050
・島田ガス株式会社	法人番号 8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号 9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号 5080401017309
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号 7010001034774

・本庄ガス株式会社	法人番号 2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号 5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号 9011001005458
・幸手都市ガス株式会社	法人番号 7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号 5030001026755
・京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号 6040001071428
・京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
・秦野瓦斯株式会社	法人番号 7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号 1021001032054
・新発田ガス株式会社	法人番号 5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号 4110001008110
・吉田ガス株式会社	法人番号 4090001010259
・松本ガス株式会社	法人番号 8100001014056
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号 1100001018402
・静岡ガス株式会社	法人番号 4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号 8080101004050
・島田ガス株式会社	法人番号 8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号 9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号 5080401017309
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号 7010001034774
・南富士パイプライン株式会社	法人番号 8080101010255

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前																																				
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">官 印 省 略 20241011 関東第18号 令和6年10月15日</p> <p style="text-align: center;">電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">関東経済産業局長</p> <p style="text-align: center;">一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p style="text-align: center;">ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table border="0"> <tr> <td>足利ガス株式会社</td> <td>法人番号 4060001018230</td> </tr> <tr> <td>栃木ガス株式会社</td> <td>法人番号 1060001016501</td> </tr> <tr> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>法人番号 8030001051263</td> </tr> <tr> <td>武州瓦斯株式会社</td> <td>法人番号 7030001055496</td> </tr> <tr> <td>大東ガス株式会社</td> <td>法人番号 3030001056382</td> </tr> <tr> <td>西武ガス株式会社</td> <td>法人番号 8030001089452</td> </tr> <tr> <td>鷺宮ガス株式会社</td> <td>法人番号 6030001031267</td> </tr> <tr> <td>日高都市ガス株式会社</td> <td>法人番号 7030001089817</td> </tr> <tr> <td>坂戸ガス株式会社</td> <td>法人番号 6030001068771</td> </tr> </table>	足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230	栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501	株式会社エナジー宇宙	法人番号 8030001051263	武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496	大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382	西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452	鷺宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267	日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817	坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">官 印 省 略 20240925 関東第2号 令和6年9月27日</p> <p style="text-align: center;">電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">関東経済産業局長</p> <p style="text-align: center;">一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p style="text-align: center;">ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table border="0"> <tr> <td>足利ガス株式会社</td> <td>法人番号 4060001018230</td> </tr> <tr> <td>栃木ガス株式会社</td> <td>法人番号 1060001016501</td> </tr> <tr> <td>株式会社エナジー宇宙 <u>(旧北日本ガス)</u></td> <td>法人番号 8030001051263</td> </tr> <tr> <td>武州瓦斯株式会社</td> <td>法人番号 7030001055496</td> </tr> <tr> <td>大東ガス株式会社</td> <td>法人番号 3030001056382</td> </tr> <tr> <td>西武ガス株式会社</td> <td>法人番号 8030001089452</td> </tr> <tr> <td>鷺宮ガス株式会社</td> <td>法人番号 6030001031267</td> </tr> <tr> <td>日高都市ガス株式会社</td> <td>法人番号 7030001089817</td> </tr> <tr> <td>坂戸ガス株式会社</td> <td>法人番号 6030001068771</td> </tr> </table>	足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230	栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501	株式会社エナジー宇宙 <u>(旧北日本ガス)</u>	法人番号 8030001051263	武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496	大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382	西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452	鷺宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267	日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817	坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771
足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230																																				
栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501																																				
株式会社エナジー宇宙	法人番号 8030001051263																																				
武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496																																				
大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382																																				
西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452																																				
鷺宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267																																				
日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817																																				
坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771																																				
足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230																																				
栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501																																				
株式会社エナジー宇宙 <u>(旧北日本ガス)</u>	法人番号 8030001051263																																				
武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496																																				
大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382																																				
西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452																																				
鷺宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267																																				
日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817																																				
坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771																																				

松栄ガス株式会社	法人番号 2030001071044	松栄ガス株式会社	法人番号 2030001071044
小田原瓦斯株式会社	法人番号 4021001032398	小田原瓦斯株式会社	法人番号 4021001032398
北陸瓦斯株式会社	法人番号 5110001004983	北陸瓦斯株式会社	法人番号 5110001004983
蒲原瓦斯株式会社	法人番号 5110001008233	蒲原瓦斯株式会社	法人番号 5110001008233
栄ガス消費生活協同組合	法人番号 8110005005620	栄ガス消費生活協同組合	法人番号 8110005005620
白根瓦斯株式会社	法人番号 3110001015660	白根瓦斯株式会社	法人番号 3110001015660
白子町	法人番号 1000020124249	白子町	法人番号 1000020124249
大網白里市	法人番号 8000020122394	大網白里市	法人番号 8000020122394
九十九里町	法人番号 8000020124036	九十九里町	法人番号 8000020124036
上越市	法人番号 9000020152226	上越市	法人番号 9000020152226
妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号 8110001035943	妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号 8110001035943
小千谷市	法人番号 4000020152081	小千谷市	法人番号 4000020152081
魚沼市	法人番号 8000020152251	魚沼市	法人番号 8000020152251
糸魚川市	法人番号 7000020152161	糸魚川市	法人番号 7000020152161
東京ガス山梨株式会社	法人番号 2090001001128	東京ガス山梨株式会社	法人番号 2090001001128
上田ガス株式会社	法人番号 9100001009559	上田ガス株式会社	法人番号 9100001009559
長野都市ガス株式会社	法人番号 3100001004887	長野都市ガス株式会社	法人番号 3100001004887
株式会社エナキス	法人番号 4100001010083	株式会社エナキス	法人番号 4100001010083
東海ガス株式会社(焼津・藤枝・島田・下仁田地区)	法人番号 6080001015050	東海ガス株式会社(焼津・藤枝・島田・下仁田地区)	法人番号 6080001015050
フジオックス株式会社	法人番号 7011501008490	フジオックス株式会社	法人番号 7011501008490
日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号 4010001108597	日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号 4010001108597
川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号 9010401054809	川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号 9010401054809
扇島都市ガス供給株式会社	法人番号 2020001123432	扇島都市ガス供給株式会社	法人番号 2020001123432

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">20241107 中部第 8 号 令和 6 年 1 1 月 7 日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">中部経済産業局長</p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山瓦斯株式会社 (法人番号：9180001080718) ・ 津島瓦斯株式会社 (法人番号：2180001096522) ・ 大垣ガス株式会社 (法人番号：1200001013368) ・ <u>サーラエナジー株式会社 (法人番号：7180301006250)</u> ・ <u>中部電力ミライズ株式会社 (法人番号：2180001135973)</u> 	<p style="text-align: center;">20240826 中部第 40 号 令和 6 年 9 月 4 日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">中部経済産業局長</p> <p style="text-align: right;">  </p> <p>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山瓦斯株式会社 (法人番号：9180001080718) ・ 津島瓦斯株式会社 (法人番号：2180001096522) ・ 大垣ガス株式会社 (法人番号：1200001013368)

右記の事業者は前ページに集約したので削除

20240826 中部第 40 号
令和 6 年 9 月 2 7 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号） I 第 2 （ 2 3 ） 及び（ 3 9 ） ⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- ・ サーラエナジー株式会社 (法人番号：7180301006250)
- ・ 中部電力ミライズ株式会社 (法人番号：2180001135973)

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前												
<p style="text-align: center;">官 印 省 略 20241010近畿第6号 令和6年10月15日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">近畿経済産業局長</p> <p style="text-align: center;">一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・伊丹産業株式会社</td> <td style="width: 50%;">法人番号 5140001077993</td> </tr> <tr> <td>・大和ガス株式会社</td> <td>法人番号 2150001013744</td> </tr> <tr> <td>・桜井ガス株式会社</td> <td>法人番号 9150001009315</td> </tr> </table>	・伊丹産業株式会社	法人番号 5140001077993	・大和ガス株式会社	法人番号 2150001013744	・桜井ガス株式会社	法人番号 9150001009315	<p style="text-align: center;">官 印 省 略 20240902近畿第33号 令和6年9月4日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">近畿経済産業局長</p> <p style="text-align: center;">一般ガス導管事業者及び<u>特定ガス導管事業者</u>の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び<u>（39）⑤</u>に基づく一般ガス導管事業者及び<u>特定ガス導管事業者</u>の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・伊丹産業株式会社</td> <td style="width: 50%;">法人番号 5140001077993</td> </tr> <tr> <td>・大和ガス株式会社</td> <td>法人番号 2150001013744</td> </tr> <tr> <td>・桜井ガス株式会社</td> <td>法人番号 9150001009315</td> </tr> </table>	・伊丹産業株式会社	法人番号 5140001077993	・大和ガス株式会社	法人番号 2150001013744	・桜井ガス株式会社	法人番号 9150001009315
・伊丹産業株式会社	法人番号 5140001077993												
・大和ガス株式会社	法人番号 2150001013744												
・桜井ガス株式会社	法人番号 9150001009315												
・伊丹産業株式会社	法人番号 5140001077993												
・大和ガス株式会社	法人番号 2150001013744												
・桜井ガス株式会社	法人番号 9150001009315												

前回（10月1日）本委員会でご審議いただいた際の意見聴取文書の変更点

変更後	変更前												
<p style="text-align: center;">官 印 省 略 20241107中国第4号 令和6年11月7日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">中国経済産業局長</p> <p style="text-align: center;">一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 岡山ガス株式会社</td> <td style="width: 50%;">法人番号 5260001001009</td> </tr> <tr> <td>・ 福山瓦斯株式会社</td> <td>法人番号 5240001032666</td> </tr> <tr> <td>・ 山口合同ガス株式会社</td> <td>法人番号 6250001006503</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（電力・ガス事業課主管）</p>	・ 岡山ガス株式会社	法人番号 5260001001009	・ 福山瓦斯株式会社	法人番号 5240001032666	・ 山口合同ガス株式会社	法人番号 6250001006503	<p style="text-align: center;">官 印 省 略 20240826中国第3号 令和6年9月4日</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">中国経済産業局長</p> <p style="text-align: center;">一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について</p> <p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象事業者)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 岡山ガス株式会社</td> <td style="width: 50%;">法人番号 5260001001009</td> </tr> <tr> <td>・ 福山瓦斯株式会社</td> <td>法人番号 5240001032666</td> </tr> <tr> <td>・ 山口合同ガス株式会社</td> <td>法人番号 6250001006503</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（電力・ガス事業課主管）</p>	・ 岡山ガス株式会社	法人番号 5260001001009	・ 福山瓦斯株式会社	法人番号 5240001032666	・ 山口合同ガス株式会社	法人番号 6250001006503
・ 岡山ガス株式会社	法人番号 5260001001009												
・ 福山瓦斯株式会社	法人番号 5240001032666												
・ 山口合同ガス株式会社	法人番号 6250001006503												
・ 岡山ガス株式会社	法人番号 5260001001009												
・ 福山瓦斯株式会社	法人番号 5240001032666												
・ 山口合同ガス株式会社	法人番号 6250001006503												

経済産業省

20240826資第10号
令和6年9月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・ 東部瓦斯株式会社 | 法人番号3010001051798 |
| ・ 株式会社INPEX | 法人番号7010401078520 |
| ・ 静浜パイプライン株式会社 | 法人番号8080001011618 |

経済産業省

20241008資第3号
令和6年10月15日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・ 東京ガスネットワーク株式会社 | 法人番号1010401159334 |
| ・ 大阪ガスネットワーク株式会社 | 法人番号1120001236530 |
| ・ 東邦ガスネットワーク株式会社 | 法人番号9180001145487 |
| ・ 西部瓦斯株式会社 | 法人番号6290001088579 |
| ・ 石油資源開発株式会社 | 法人番号3010001108219 |
| ・ 南遠州パイプライン株式会社 | 法人番号8080401018709 |
| ・ 株式会社JERA | 法人番号6010001167617 |

経済産業省

20240919北海道第2号

2024年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

北海道経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・ 北海道瓦斯株式会社 | 法人番号 5430001021815 |
| ・ 旭川ガス株式会社 | 法人番号 1450001000317 |
| ・ 釧路ガス株式会社 | 法人番号 1460001000398 |
| ・ 室蘭ガス株式会社 | 法人番号 3430001057118 |
| ・ 苫小牧ガス株式会社 | 法人番号 3430001053447 |
| ・ エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社 | 法人番号 7430001032521 |
| ・ 釧路エルエヌジー株式会社 | 法人番号 2460001005223 |

経済産業省
東北経済産業局

20240826東北第10号
令和6年9月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

東北経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・八戸ガス株式会社 | 法人番号6420001006394 |
| ・塩釜ガス株式会社 | 法人番号6370601000348 |
| ・山形ガス株式会社 | 法人番号2390001001956 |
| ・酒田天然瓦斯株式会社 | 法人番号7390001006240 |
| ・福島ガス株式会社 | 法人番号6380001001400 |

経済産業省
東北経済産業局

20241010東北第8号
令和6年10月15日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

東北経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・仙南ガス株式会社	法人番号7370101000129
・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号9410001007498
・庄内中部ガス株式会社	法人番号2390001008092
・由利本荘市	法人番号5000020052108
・男鹿市	法人番号2000020052060
・庄内町	法人番号9000020064289
・ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	法人番号3420001013451
・東北天然ガス株式会社	法人番号6370001011409
・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号5410001000259
・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号1010401159334

経済産業省

官 印 省 略
20241011 関東第 11 号
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

関東経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・昭島ガス株式会社 | 法人番号 8012801001829 |
| ・青梅ガス株式会社 | 法人番号 2013101003471 |
| ・武陽ガス株式会社 | 法人番号 3013101000328 |
| ・佐野瓦斯株式会社 | 法人番号 2060001020353 |
| ・桐生瓦斯株式会社 | 法人番号 3070001015806 |
| ・館林瓦斯株式会社 | 法人番号 4070001021811 |
| ・伊勢崎ガス株式会社 | 法人番号 7070001013070 |
| ・太田都市ガス株式会社 | 法人番号 3070001018858 |
| ・埼玉ガス株式会社 | 法人番号 3030001086330 |

・本庄ガス株式会社	法人番号 2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号 5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号 9011001005458
・幸手都市ガス株式会社	法人番号 7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号 5030001026755
・京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号 6040001071428
・京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
・秦野瓦斯株式会社	法人番号 7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号 1021001032054
・新発田ガス株式会社	法人番号 5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号 4110001008110
・吉田ガス株式会社	法人番号 4090001010259
・松本ガス株式会社	法人番号 8100001014056
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号 1100001018402
・静岡ガス株式会社	法人番号 4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号 8080101004050
・島田ガス株式会社	法人番号 8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号 9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号 5080401017309
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号 7010001034774

経済産業省

官 印 省 略
20241011 関 東 第 18 号
令 和 6 年 1 0 月 1 5 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

関東経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230
栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501
株式会社エナジー宇宙	法人番号 8030001051263
武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496
大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382
西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452
鷲宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267
日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817
坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771

松栄ガス株式会社	法人番号 2030001071044
小田原瓦斯株式会社	法人番号 4021001032398
北陸瓦斯株式会社	法人番号 5110001004983
蒲原瓦斯株式会社	法人番号 5110001008233
栄ガス消費生活協同組合	法人番号 8110005005620
白根瓦斯株式会社	法人番号 3110001015660
白子町	法人番号 1000020124249
大網白里市	法人番号 8000020122394
九十九里町	法人番号 8000020124036
上越市	法人番号 9000020152226
妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号 8110001035943
小千谷市	法人番号 4000020152081
魚沼市	法人番号 8000020152251
糸魚川市	法人番号 7000020152161
東京ガス山梨株式会社	法人番号 2090001001128
上田ガス株式会社	法人番号 9100001009559
長野都市ガス株式会社	法人番号 3100001004887
株式会社エナキス	法人番号 4100001010083
東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田・下仁田地区）	法人番号 6080001015050
フジオックス株式会社	法人番号 7011501008490
日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号 4010001108597
川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号 9010401054809
扇島都市ガス供給株式会社	法人番号 2020001123432

20241107 中部第 8 号
令和 6 年 1 1 月 7 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号） I 第 2 （ 2 3 ） 及び （ 3 9 ） ⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・ 犬山瓦斯株式会社 | （法人番号：9180001080718） |
| ・ 津島瓦斯株式会社 | （法人番号：2180001096522） |
| ・ 大垣ガス株式会社 | （法人番号：1200001013368） |
| ・ サーラエナジー株式会社 | （法人番号：7180301006250） |
| ・ 中部電力ミライズ株式会社 | （法人番号：2180001135973） |

経済産業省

20240827 北陸第1号
令和6年9月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号2230001002284

法人番号2230001010411

官 印 省 略
20241010近畿第6号
令和6年10月15日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

近畿経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・伊丹産業株式会社 | 法人番号 5140001077993 |
| ・大和ガス株式会社 | 法人番号 2150001013744 |
| ・桜井ガス株式会社 | 法人番号 9150001009315 |

官 印 省 略
20240919近畿第2号
令和6年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

近畿経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価につ
いて

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・0
9・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特
定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意
見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・ 甲賀協同ガス株式会社 | 法人番号 6160001005068 |
| ・ 河内長野ガス株式会社 | 法人番号 2120101033546 |
| ・ 株式会社大武 | 法人番号 3150001012489 |
| ・ 関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |

官 印 省 略
20241107 中国第4号
令和6年11月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中国経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・ 岡山ガス株式会社 | 法人番号 5260001001009 |
| ・ 福山瓦斯株式会社 | 法人番号 5240001032666 |
| ・ 山口合同ガス株式会社 | 法人番号 6250001006503 |

（電力・ガス事業課主管）

官 印 省 略
20240920中国第8号
令和6年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中国経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価につ
いて

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・0
9・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特
定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意
見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 水島瓦斯株式会社 | 法人番号 2260001014888 |
| ・ 広島ガス株式会社 | 法人番号 2240001009205 |
| ・ 瀬戸内パイプライン株式会社 | 法人番号 8240001015759 |
| ・ 水島エルエヌジー株式会社 | 法人番号 9260001015302 |

（電力・ガス事業課主管）

官 印 省 略
20240920 四 国 第 8 号
令 和 6 年 9 月 2 7 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

四国経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- ・ 四国ガス株式会社
- ・ 四国電力株式会社

法人番号 4500001011652

法人番号 9470001001933

（資源エネルギー環境課主管）

経済産業省

20240920九州第7号
令和6年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

九州経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（意見聴取）

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号7290001051593 |
| ・ 鳥栖ガス株式会社 | 法人番号4300001006251 |
| ・ 佐賀ガス株式会社 | 法人番号5300001003512 |
| ・ 九州ガス株式会社 | 法人番号3310001007919 |
| ・ 大分瓦斯株式会社 | 法人番号1320001006228 |

- ・ 宮崎瓦斯株式会社 法人番号5350001001692
- ・ 日本瓦斯株式会社 法人番号4340001003385
- ・ 加治木瓦斯株式会社 法人番号7340001007846
- ・ 国分隼人ガス株式会社 法人番号6340001007244
- ・ 九州ガス圧送株式会社 法人番号2290001025908
- ・ 三愛オブリ株式会社 法人番号2010701003604
- ・ 筑後ガス圧送株式会社 法人番号8290001059157

府経エ燃第315号
令和6年9月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

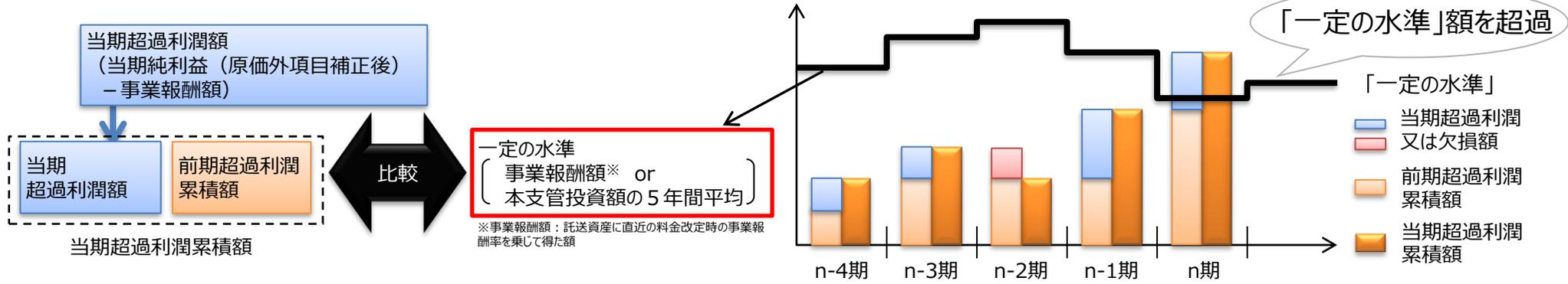
（対象事業者）

沖縄ガス株式会社

法人番号6360001000288

【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

<ストック管理方式>

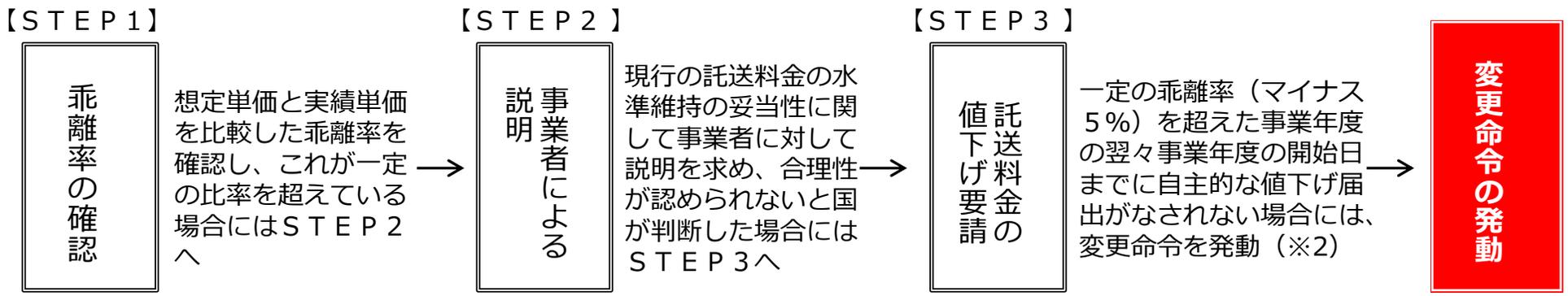


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、
経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動（※1）

↓
託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

<フロー管理方式>



(※2) 原価算定期間等（原則3年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

(関係条文) ガス事業法 (一般ガス導管事業者関連)

(託送供給約款)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 (略)

(託送供給約款に関する命令及び処分)

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (一般ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (特定ガス導管事業者関連)

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

(i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

(ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (承認特定ガス導管事業者関連)

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

- 第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (承認特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この(40)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。